

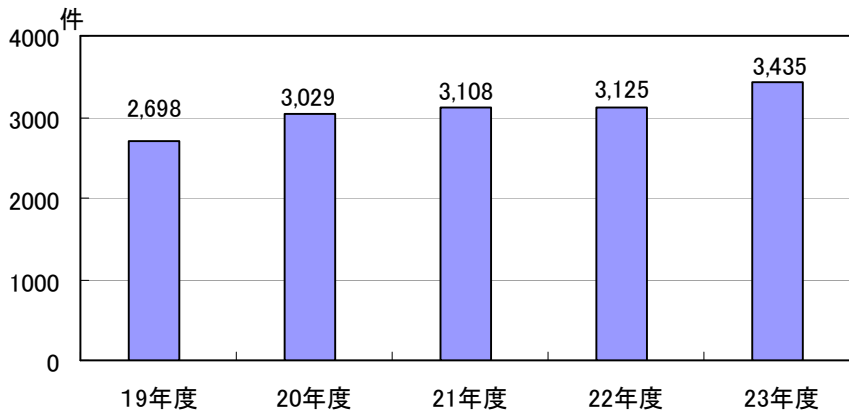
# 平成23年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況

北海道環境生活部 暮らし安全局 道民生活課

## 1 相談

道内の配偶者暴力相談支援センター<sup>注1</sup>への平成23年度の相談件数は3,435件で、前年度に比べ310件（9.9%）増加しており、年々増加傾向で推移しています（図1）。

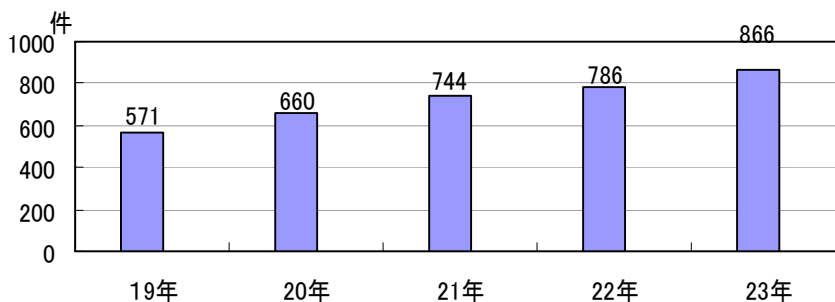
図1 配偶者暴力相談支援センターの相談状況



（資料出所：北海道環境生活部）

配偶者暴力相談支援センター以外への相談では、北海道警察と民間シェルター<sup>注2</sup>、札幌法務局については前年（度）に比較して増加していますが、婦人相談員を設置している市については減少しています（図2～図5）。

図2 警察における対応状況



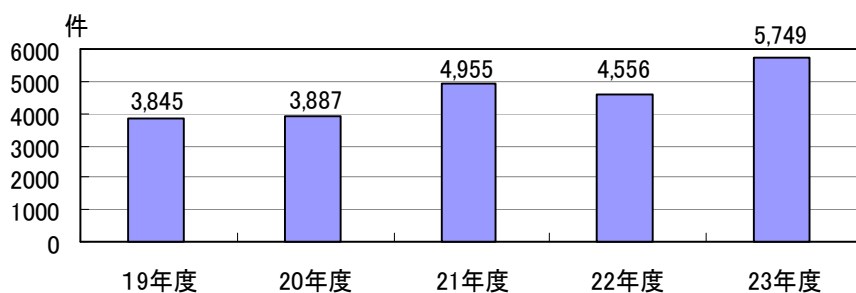
※対応件数は、配偶者からの暴力被害等相談、援助要請、保護要請を受け、又は被害を受理した件数をいう。  
※暦年の件数である。

（資料出所：北海道警察本部）

注1 平成23年度の道内の配偶者暴力相談支援センターは、19か所（道設置16か所、札幌市設置2か所、旭川市1か所）となっている。

注2 民間団体によって運営されている緊急一時保護避難施設。道内では現在、8団体が活動。

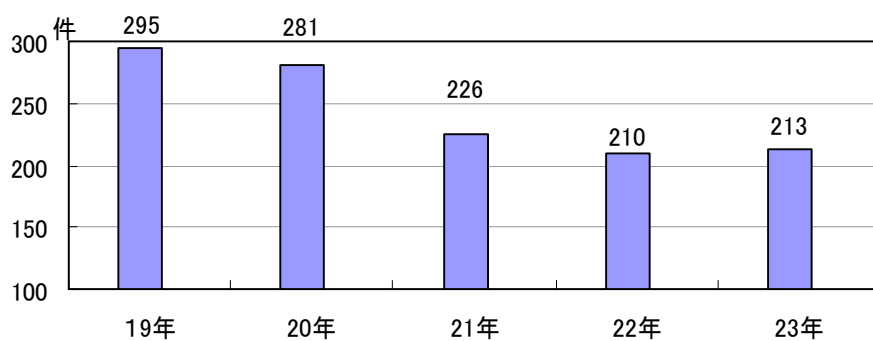
図3 民間シェルター相談件数



※道内8か所の合計。

(資料出所：北海道環境生活部)

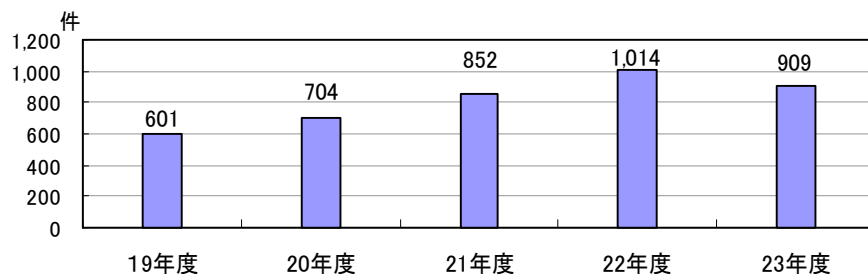
図4 法務局の相談件数



※道内4か所の合計。  
※暦年の件数である。

(資料出所：札幌法務局)

図5 婦人相談員設置市における相談件数

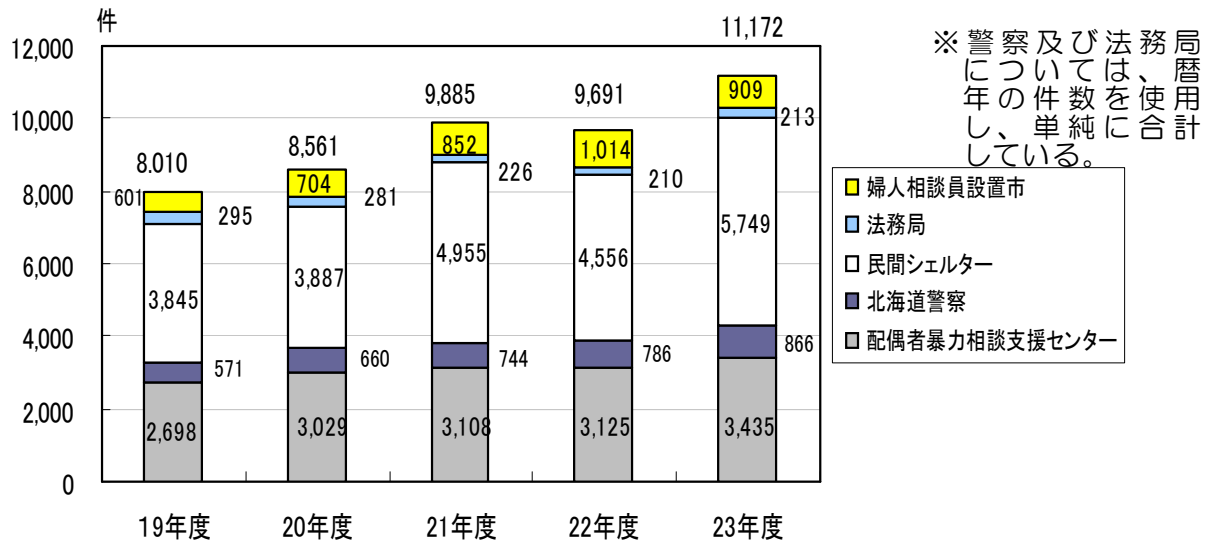


※婦人相談員設置市（札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、苫小牧市、千歳市）での来所による配偶者からの暴力被害者の相談件数。

(資料出所：北海道環境生活部)

これらの相談機関での相談件数を総合すると、平成23年度においては前年度に比べ1,481件（15.3%）増加しており、平成19年に配偶者暴力防止法が改正されたこともあり、配偶者からの暴力への認識がさらに高まったことなどから、近年、増加傾向にあります（図6）。

図6 配偶者暴力被害者相談機関の相談件数（図1～5までの合計）

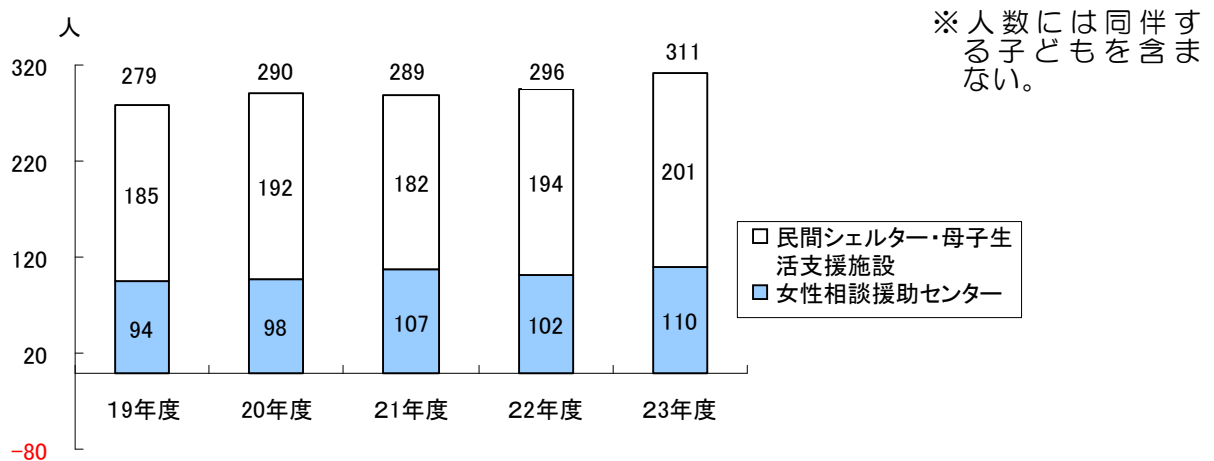


（資料出所：北海道環境生活部）

## 2 一時保護

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターや民間シェルター8か所及び母子生活支援施設3か所で行っており、これらを合わせた平成23年度の一時保護人数は311人で、5年間で最も多くなっています（図7）。

図7 道立女性相談援助センター等における一時保護人数



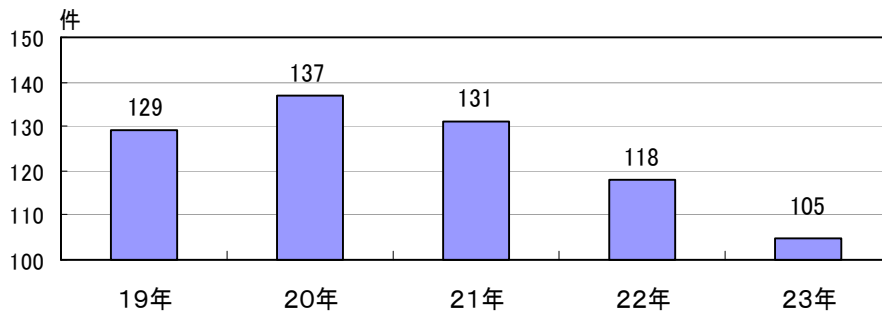
（資料出所：北海道環境生活部）

### 3 保護命令

平成23年の道内の保護命令発令（保護命令事件の認容）件数は、105件で、平成13年10月の法施行後からの累計は、1,241件になっています（図8）。

なお、法施行後から平成23年12月末までの保護命令違反での検挙件数は、28件（平成23年は0件）です（北海道警察本部調べ）。

図8 保護命令発令（保護命令事件の認容）件数



※道内地方裁判所の合計。一部認容の事案も含む。

※暦年の件数である。

（資料出所：最高裁判所）

### 4 配偶者による暴力事件

平成23年の道内における配偶者による暴力事件（殺人、傷害、暴行）の検挙件数は112件で、前年に比べ11件（10.9%）、また、10年前との比較では28件（33.3%）増加しています。

夫による妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力についてみると、殺人、傷害及び暴行の検挙件数は102件で、前年に比べ7件（7.4%）、また、10年前との比較では、20件（24.4%）増加しています。

配偶者間における傷害、暴行の被害者のほとんどは、女性です。

表1 道内の配偶者による殺人、傷害及び暴行事件の検挙件数の推移

区分	年次	20年	21年	22年	23年	参考13年
殺人(未遂を含む)		43	36	34	34	43
	うち配偶者	11	5	8	8	7
	うち夫によるもの	6	2	4	4	5
傷害		588	581	606	610	946
	うち配偶者	61	59	63	69	64
	うち夫によるもの	56	56	61	65	64
	うち傷害致死	3	1	4	3	7
暴行		781	650	573	628	303
	うち配偶者	45	27	30	35	13
	うち夫によるもの	41	26	30	33	13
合計		1,412	1,267	1,213	1,272	1,292
	うち配偶者	117	91	101	112	84
	うち夫によるもの	103	84	95	102	82

※配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えれば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。

※内縁関係にある者を含む。

※暦年の件数である。

（資料出所：北海道警察本部）